

日本部品供給装置工業会

競争法に係わるコンプライアンス規程

令和3年5月21日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本部品供給装置工業会（以下「当会」という。）が主催するすべての会合（総会、理事会、委員会、講習会、講演会、懇親会など、形式を問わず当会の活動とされる会合をいう。以下単に「会合」という。）の運営や統計情報の交換等、事業者団体としての活動について、我が国独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国・地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、すべての当会会員及びその役職員（以下「会員」という。）並びに当会専務理事及び事務局職員（以下「当会役職員」という。）に適用する。

(責任者)

第3条 当会の競争法コンプライアンスに係わる総括責任者は会長とし、担当責任者を専務理事とする。

第2章 会合の運営

(出席者)

第4条 当会の運営するすべての会合には、1名以上の当会役職員が必ず出席する。

(禁止事項)

第5条 会合においては、次のような行為を行うための議論や情報交換を行ってはならない。

- (1) 販売価格、供給数量などを取り決めて競争を制限する行為
- (2) 価格戦略、価格構成、価格変更の予定などの申し合わせ
- (3) 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限などの申し合わせ
- (4) 取引先、取引数量、売上高、市場占有率などを取り決めて競争を制限する行為
- (5) その他競争法に抵触するおそれのある行為

(周知・徹底)

第6条 当会は、当会の会合に参加する者に対し、この規程の内容について、周知と徹底に努めなければならない。

(議題・資料の事前確認)

第7条 当会役職員及び会合の進行運営を担当する者は、会合における議題、配布資料等について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認しなければならない。

(議論の中止又は会合の閉会)

第8条 会合での議論が、競争法上の疑義を招きかねない事柄に及んだ時は、次の対応を行う。

- (1) 会合の議長等は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して、注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長等は当該会合を終了させ、当該終了事由を議事録に残すものとする。
- (2) 出席者は、会合の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合は、議長等に対して発言者への注意を促す等、議長等の議事進行を補佐するものとする。

(議事録の作成と管理・保管)

第9条 当会役職員又は会議に出席した者は、会議終了後速やかに議事録を作成し、会議の構成員に開示しなければならない。

2. 議事録は、当会の会議を所管する部門が適正に管理し、保管しなければならない。

(懇親会等)

第10条 会合終了後等の機会において、参加者相互及び当会役職員との懇親を目的として開催される当会主催の懇親会（以下「懇親会」という。）においては、当会役職員は必ず参加し、この規程に定める禁止事項が話題になった場合は、直ちに発言の中止を求め、中止されない場合は懇親会を終了しなければならない。

第3章 統計業務

(統計情報の収集・管理・提供)

第11条 統計情報の収集・管理・提供は、専務理事が統括する事務局業務とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員から提供を受ける情報は実績値のみとし、将来予測に関する具体的な予測値の情報提供は受けない。
- (2) 会員から提供された情報は機密事項として扱い、外部に流出しないよう厳重に管理し、集計業務が終了した後は、会員の個別情報は速やかに消去する。
- (3) 統計情報を提供する際は集計化処理し、個別企業を推測しえないように注意を払う。

第4章 その他

(教育・研修)

第12条 当会は、当会役職員に対してコンプライアンス研修を必要に応じ実施し、各人の知識及び意識の向上に努める。

(通報と対応措置)

第13条 当会のすべての活動において、この規程に抵触するような不適切な行為又はそのおそれがあると認められる場合には、専務理事にその事実を通報し、専務理事は再発防止及び事前防止についての措置を会長に上申し、適切な対応措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年5月21日より施行する。

令和元年5月24日に施行された「コンプライアンス規定」をこの規程と差し替え廃止する。